

青森県環境影響評価条例施行規則の一部改正（案）に寄せられた
意見の内容とそれに対する県の考え方

No.	提出された意見	県の考え方
1	<p>(意見)</p> <p>環境影響評価法施行令の一部改正により、風力発電事業は出力50000kW以上が対象事業となったことより、貴県では第一種事業10000kW以上、第二種事業7500kW以上が条例対象事業となる案を提示しているが、これを宮城県と同様に第一種事業37500kW以上、第二種事業25000kW以上、もしくは第一種事業を法施行令の50%となる25000kW以上と変更する事を要請します。理由としては、以下の3点です。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 風力発電所が盛んな青森県で、法施行令の20%まで風力発電事業の規模を下げる事は、法対象だけでなく条例対象の事業も審査するため、有識者の審査会も増加する事が予想される。対応する有識者や県職員のリソースについて（有体に言えば税金をかけるところは）、下降する農林水産業や観光業等に向けた方が良く強く主張します。 2. 条例対象の事業規模を決めるに当たり、他県での環境影響評価未実施(住民説明会無)による地元住民とのトラブル事例を未然に防ぐためと推察するが、全ての事業を審査するのではなく、例えば、25000kW以下から7500kW以上は住民説明会実施を義務化し届出制とする事で防止可能と考える。 3. 法律改正により風力発電事業を目指す地元企業の方に聞いたが、他方である固定価格買取制度の事業認定では、法対象以外の風力発電事業が、認定から4年以内で運転開始しなければ認定期間の20年が短縮となるため、条例での審査により手続きが長期化すると運転開始が遅れ、事業の採算性が大きく損なわれてしまい手が出せず、東京等の大会社しか事業が出来ないとの事である。私も制度を調べたが、その通りであり、地元企業の発展、並びに国の再生エネルギー推進の施策にも順ずる条例としていただきたい。 	<p>(反映困難)</p> <p>風力発電所の設置については、立地場所の特性（住居等の存在、渡り鳥の移動経路など）により、環境影響（騒音や景観、鳥類への影響等）が懸念される場合があることや、周辺に既設の風力発電所が存在する場合には、既設事業との累積的な環境影響が生じることがあるため、地域の実情に応じた適正な環境配慮が必要となります。</p> <p>本県では、過去の風力発電所の設置に係る知事意見において、出力1万キロワット台の風力発電所であっても、騒音や風車の影による生活環境への影響やバットストライク・バードストライク等のおそれがあることから、風力発電設備の配置の再検討や施設の稼働制限など、厳しい意見を述べてきたところであり、出力1万キロワット以上の風力発電所については、引き続き、適切に環境影響評価を実施していく必要があると考えます。また、風力発電所は風況に恵まれた適地に集中する傾向があるため、出力1万キロワット規模の風力発電所でも、既設又は計画中の風力発電所に近接して設置されることにより累積的な環境影響を生じるおそれがあることから、適切に環境影響評価を行い、累積的な環境影響を回避又は極力低減する必要があります。</p> <p>これらを踏まえ、原案のとおりとします。</p> <p>なお、本改正は、法の対象外となった規模の風力発電所を条例の対象事業に追加するものであるため、審査の対象となる事業が著しく増加することはないと考えています。</p>

No.	提出された意見	県の考え方
2	<p>(意見)</p> <p>国の「環境影響評価方法書、環境影響評価準備書及び環境影響評価書の審査指針」によれば、水力、火力、原子力、地熱、太陽電池、風力が総合的に審査されるように変わりつつあります。本施行規則では現行規則が水力、火力、原子力、地熱、改正案で風力が追加されたところであり、太陽電池の発電設備はどのような形で環境影響評価を行うのかご教示ください。</p>	<p>(その他)</p> <p>太陽電池発電所の設置の工事の事業については、条例の対象事業である「工場又は事業場の用に供する土地の造成の事業」に含まれており、造成に係る区域の面積が次の要件に該当する場合、条例に基づく環境影響評価の手続を行うこととなります。</p> <p>○第一種事業：面積50ヘクタール以上（工業専用地域の場合は100ヘクタール以上）</p> <p>○第二種事業：面積50ヘクタール以上100ヘクタール未満（工業専用地域の場合）</p>